「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について

教職員がより一層、仕事と子育ての両立を図りつつその能力を十分に発揮できるような環境を整備するため、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次のとおり行動計画を策定します。

１．計画期間

２０２１年２月１０日から２０２５年３月３１日までの４年２か月

２．行動計画の内容

目標１：子育てを行う教職員の休暇及び休業制度の利用を促進する。

〈対策〉

１）男性教職員へ配偶者出産休暇（慶弔休暇）や育児休業についての情報を、学内ＬＡＮ掲示板を通じて周知し、休暇及び休業の利用を促す。

２）子育て中の教職員が利用できる育児時間、育児目的休暇及び子の看護休暇の制度について、学内ＬＡＮ掲示板を通じて周知し、休暇の取得を促す。

目標２：年次有給休暇の取得を推進する。

〈対策〉

１）年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせての連続取得を推進する。

２）管理職は、所属構成員が年次有給休暇を取得しやすいよう、業務分担の見直し、業務の平準化・効率化に取り組み、個々の教職員も業務を計画的に進め、年次有給休暇を計画的かつ効率的に取得する。